

「旭川市地域まちづくり推進協議会」の委員募集



地域の課題や特性などを確認し、様々なテーマで意見交換をして、地域の課題解決や活性化を図っていくため「旭川市地域まちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)の委員を募集します。

○旭川市地域まちづくり推進協議会とは？

地域の住民の方々や市民活動団体等が地域の課題について意見を交換し、その課題解決に向けた方策を検討するとともに、相互に連携・協力しながら、地域の特性や魅力を活かしたまちづくりを推進するため、市内15の地域に設置するものです。

○設置地域は？

設置地域は次の15地域です。

<地域名> 中央・新旭川、豊岡、東光、北星、末広、春光、
春光台・鷹の巣、神居、江丹別、永山、東旭川、
神楽、緑が丘、西神楽、東鷹栖

※所管区域は3～4ページ参照。

不明な場合は、各協議会事務局にお問い合わせください。



応募要領

【応募資格】

- ・地域のまちづくりに関心があり、次の要件を全て満たしている方
 - 1 旭川市内に居住又は通勤・通学している方
 - 2 令和8年4月1日現在、年齢が満18歳以上の方
 - 3 旭川市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に3つ以上就任していない方
 - 4 旭川市の市議会議員及び職員でない方

【募集人員】

- ・各協議会2～5人程度(原則として男女各1人以上)
 - ※募集人員の詳細は、各協議会事務局にお問い合わせください。
 - ※公募以外の委員は、住民団体、福祉団体、教育関係団体、商工団体、地域活動団体等で構成します(各協議会の委員数は10人～20人程度)。

【任期】

- ・令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

【会議の開催】

- ・年に5回程度(原則として、夜間又は午後に各地域で開催)

【応募方法】

- ・応募用紙に必要事項を記入の上、各協議会の事務局へ持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(各地域の事務局及び提出先は次ページのとおりです。応募用紙は返却しません)

【選考方法】

- ・本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に就任していない方を優先して選任します。
- ・応募者が募集人員を上回った場合は、応募用紙に記載された内容により、選考委員会で選考の上、委員を決定します。
- ・選考結果は応募者全員に書面で通知します。

【応募期間】

- ・令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで
持参・ファックス、電子メールの場合は期日までに必着、郵送の場合は当日消印有効

【謝礼】

- ・出席回数に応じて、交通費程度の謝礼をお支払いさせていただきます。
(所得税等を源泉徴収します。)

【お問合せ・応募用紙提出先】

- 神居まちづくり推進協議会【事務局：神居支所】
〒070-8012 旭川市神居2条9丁目1番19号 (Tel 61-2311、Fax 61-8294)
(E-mail : kamui_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 江丹別まちづくり推進協議会【事務局：江丹別支所】
〒071-1173 旭川市江丹別町中央104番地の28 (Tel 73-2001、Fax 73-2055)
(E-mail : etanbetu_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 永山まちづくり推進協議会【事務局：永山支所】
〒079-8413 旭川市永山3条19丁目4番15号 (Tel 48-1111、Fax 48-3695)
(E-mail : nagayama_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 東旭川まちづくり推進協議会【事務局：東旭川支所】
〒078-8251 旭川市東旭川北1条6丁目2番3号 (Tel 36-1111、Fax 36-2934)
(E-mail : e_asahikawa_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 神楽、緑が丘まちづくり推進協議会【事務局：神楽支所】
〒070-8003 旭川市神楽3条6丁目1番12号 (Tel 61-6191、Fax 61-8293)
(E-mail : kagura_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 西神楽まちづくり推進協議会【事務局：西神楽支所】
〒071-0172 旭川市西神楽南2条3丁目 (Tel 75-3111、Fax 75-3051)
(E-mail : w_kagura_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 東鷹栖まちづくり推進協議会【事務局：東鷹栖支所】
〒071-8104 旭川市東鷹栖4条3丁目 (Tel 57-2111、Fax 57-9094)
(E-mail : e_takasu_br@city.asahikawa.lg.jp)
- 中央・新旭川、北星、末広、春光、春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会
【事務局：地域活動推進課】
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階 (Tel 25-6012、Fax 25-3381)
(E-mail : chiikikatsudo@city.asahikawa.lg.jp)
- 豊岡、東光まちづくり推進協議会【事務局：東部まちづくりセンター】
〒078-8233 旭川市豊岡3条3丁目5番10号 (Tel 33-1110、Fax 33-6789)
(E-mail : tobu-machi@city.asahikawa.lg.jp)

「旭川市地域まちづくり推進協議会」公募委員応募用紙

- 中央・新旭川 まちづくり推進協議会
- 東 光 まちづくり推進協議会
- 末 広 まちづくり推進協議会
- 春光台・鷹の巣 まちづくり推進協議会
- 江丹別 まちづくり推進協議会
- 東旭川 まちづくり推進協議会
- 緑が丘 まちづくり推進協議会
- 東鷹栖 まちづくり推進協議会
- 豊 岡 まちづくり推進協議会
- 北 星 まちづくり推進協議会
- 春 光 まちづくり推進協議会
- 神 居 まちづくり推進協議会
- 永 山 まちづくり推進協議会
- 神 楽 まちづくり推進協議会
- 西神楽 まちづくり推進協議会

※ 応募する地域の協議会にチェック☑してください。
 ※ 複数の地域まちづくり推進協議会に応募する場合は、地域ごとに応募用紙を作成し、「応募状況」欄に記入してください。

ふりがな		
氏 名		
性 別 年 齢	<input type="checkbox"/> 男 性 <input type="checkbox"/> 女 性	大正・昭和・平成 年 月 日生まれ 満 歳 (令和8年4月1日現在)
住 所	〒 - 電話 () -	
通学・通勤先 (連絡先)※1	(通学又は通勤が旭川市内の方は、通学又は通勤先を記入してください。) 〒 - 旭川市 電話 () -	
就任状況※2	(令和8年4月1日時点で、他の附属機関等に就任している場合は、その機関名を記入してください。)	
応募状況※2	(応募日現在、他の附属機関等に応募されている場合は、その機関名を記入してください。)	

※1 連絡先 ～日中連絡が可能な場所(学校・勤務先等)を記入してください。住所と同じ場合は記入不要です。(携帯電話を連絡先とする場合は、その旨記入してください。)
 ※2 市の附属機関等の委員は3つまで兼任が可能です。

1 応募の動機を御記入ください。

(裏面も御記入ください)

2 あなたが地域のまちづくりについて、具体的に思っていることを御記入ください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

3 応募する地域における現状、課題及び魅力など思っていることを御記入ください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

4 現在、あなたが取り組んでいる活動があれば、その内容を御記入ください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

※ 備考 この様式により難しい場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。

整理番号	受付日